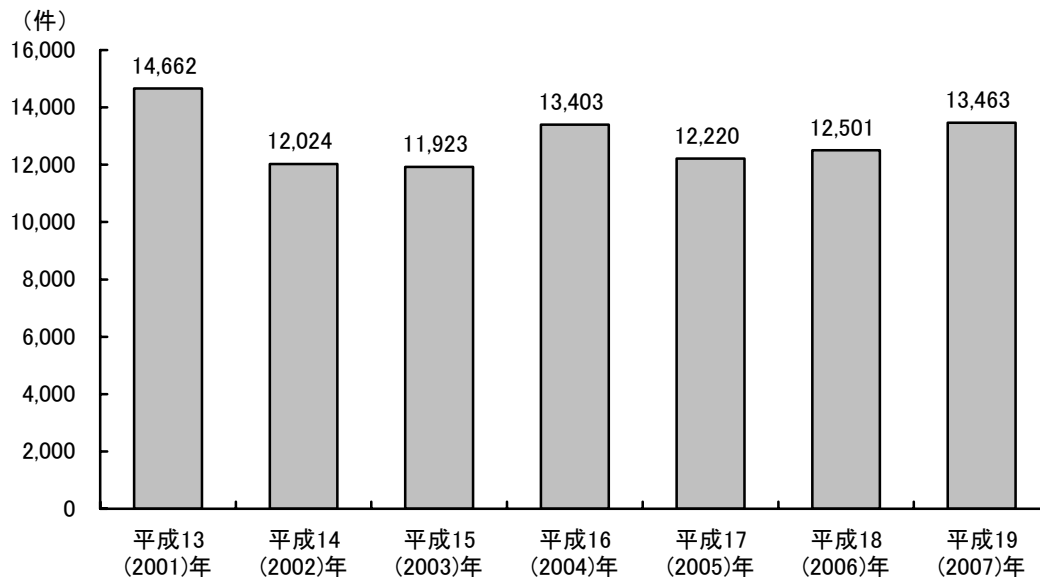


Ⅱ-2 性暴力・ストーカー等の防止

1 ストーカー事案の認知件数

平成19年中の全国のストーカー事案の認知件数は、前年に比べ962件（7.7%）増加し、13,463件となっている。

図表 Ⅱ-2-1 ストーカー事案の認知件数(全国)



注：認知件数には、ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触すると抵触しないを問わず、執拗なつきまといや無言電話等による嫌がらせの行為を伴う事案を、相談、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数を計上している。

資料：警察庁「ストーカー事案の対応状況について」

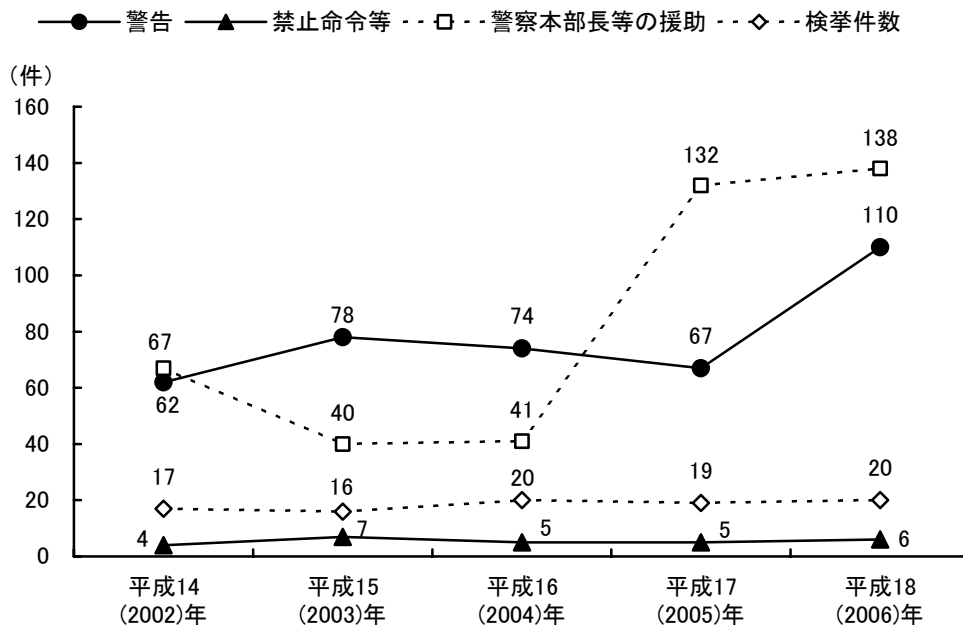
Ⅱ 人権が尊重される社会の形成

2 ストーカー規制法の適用状況

ストーカー規制法の適用状況を見ると、都、全国とも「警告」と「警察本部長等の援助」が増加している。平成19年の全国における「警察本部長等の援助」は前年より510件増加し、2,141件となっている。

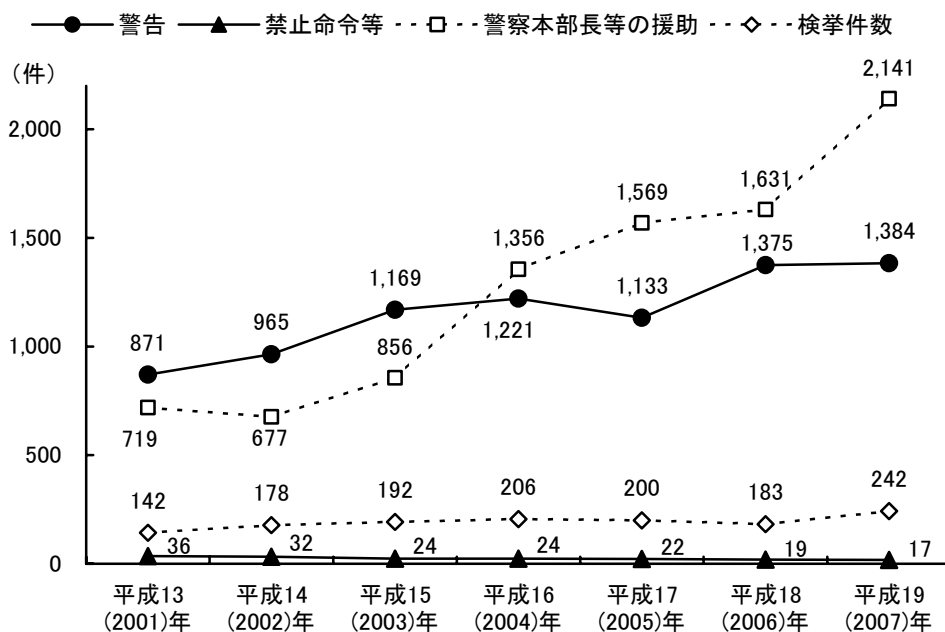
図表 Ⅱ-2-2 ストーカー規制法の適用状況(都・全国)

<都>



資料：「警視庁の統計」

<全国>

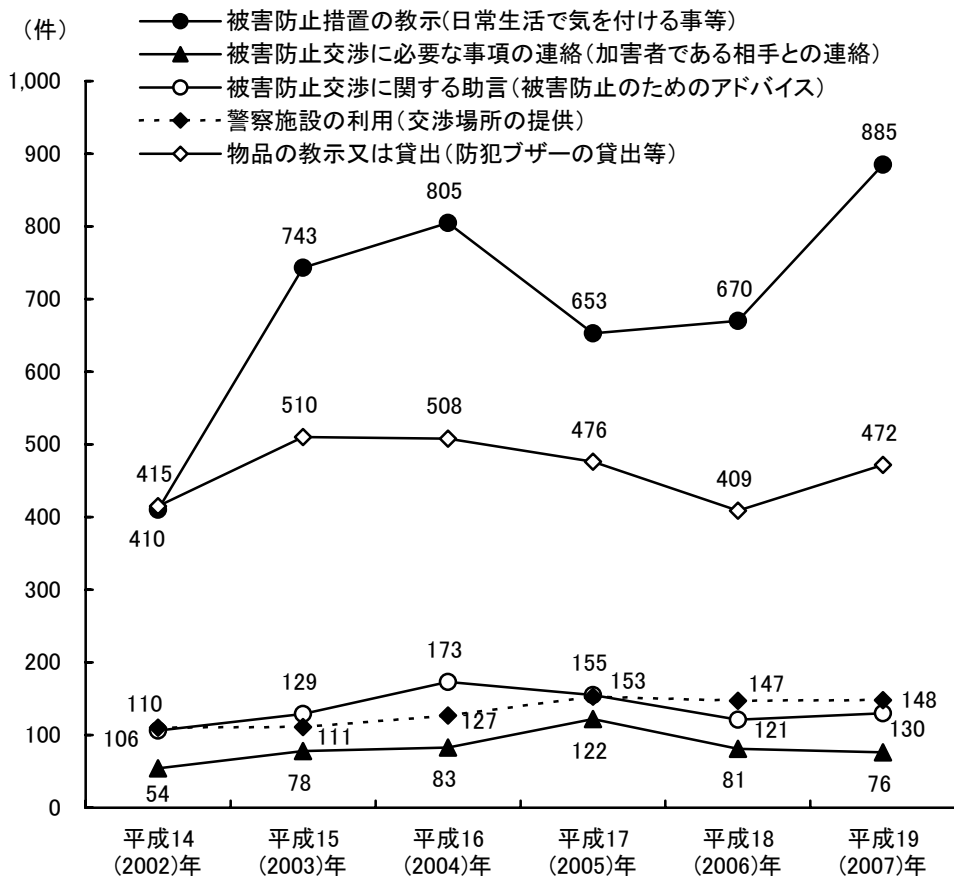


資料：警察庁「ストーカー事案の対応状況について」

3 ストーカー行為等を受けている人に対する援助内容

平成19年のストーカー行為等を受けている人に対する援助の内容では、被害を自ら防止するための「被害防止措置の教示」が885件で最も多く、次に防犯ベル等の「物品の教示または貸出」が472件となっている。

図表 Ⅱ-2-3 ストーカー行為等を受けている人に対する援助内容(全国)



資料：警察庁「ストーカー事案の対応状況について」

Ⅱ 人権が尊重される社会の形成

【参考】

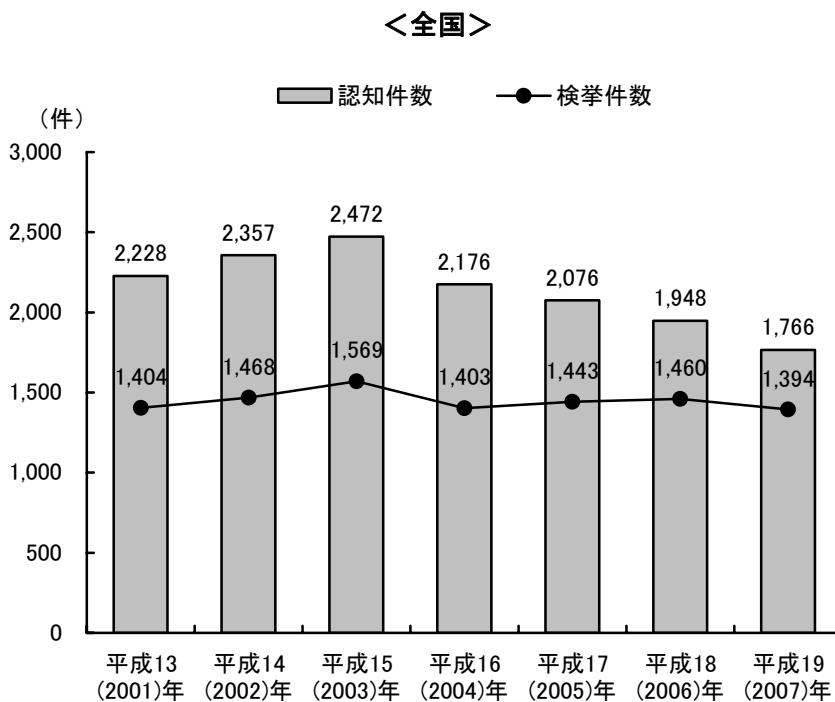
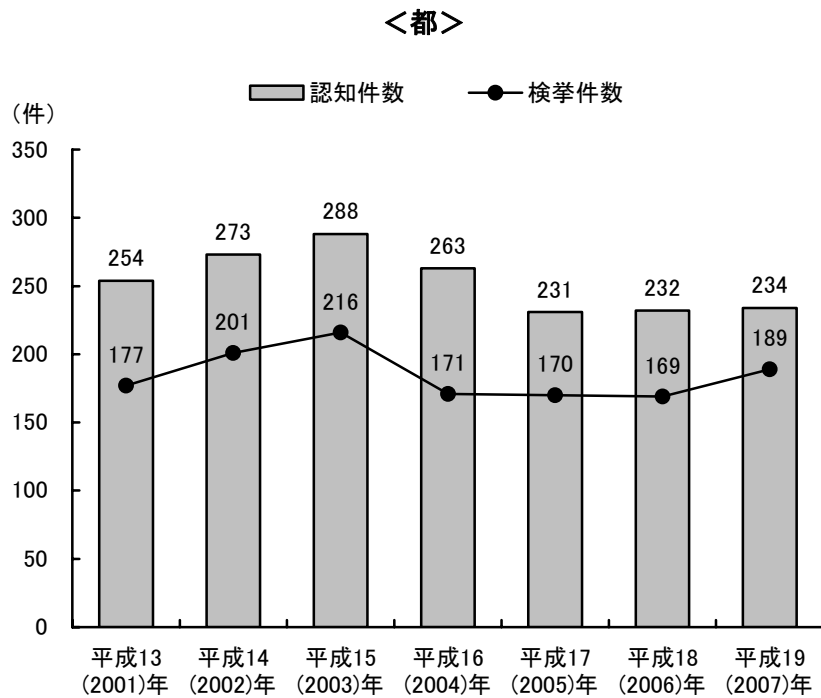
ストーカー行為（第2条）	「ストーカー」行為とは、同一の者に対し、つきまとい等を反復して行うこと
警告（第4条）	警察本部長等は、警告を求める旨の申し出を受けた場合、行為者に対し、更に反復してつきまとい等を行ってはならない旨を警告することができる
禁止命令（第5条）	都道府県公安委員会は、警告を受けた者が警告に従わず、更につきまとい等を行った場合において、行為者が更に反復してつきまとい等をしてはならない旨の命令を発することができる
援助（第7条）	警察本部長は、ストーカー行為等を受けている人から被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申し出があれば、自衛策の教示など必要な援助を行うこととする。
検挙（ストーカー行為罪） （第13条）	「ストーカー」をした者（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）
検挙（命令違反） （第14条）	禁止命令に違反してストーカー行為をした者や禁止命令に違反してつきまとい行為をすることにより、ストーカー行為をした者（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
（第15条）	禁止命令に違反した者（50万円以下の罰金）

資料：警察庁広報資料

4 強姦事件の認知件数と検挙件数の状況

平成 19 年の強姦事件の認知件数と検挙件数は、都の認知件数が 234 件、うち検挙されたのは 189 件である。全国では認知件数が 1,766 件、うち検挙されたのは 1,394 件である。

図表 Ⅱ-2-4 強姦事件の認知件数と検挙件数の推移(都・全国)



資料：警察庁「犯罪統計資料」

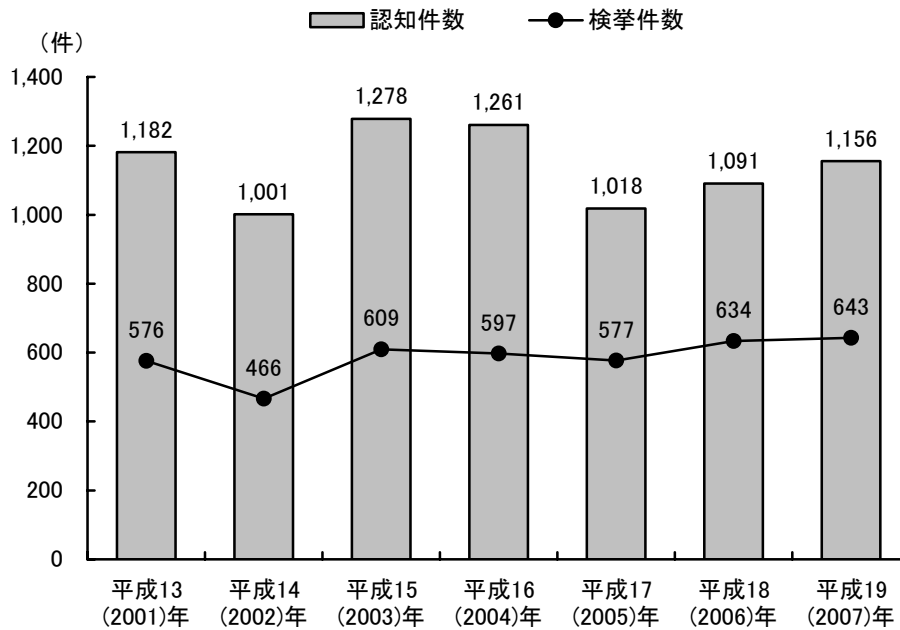
Ⅱ 人権が尊重される社会の形成

5 強制わいせつ事件の認知件数と検挙件数の状況

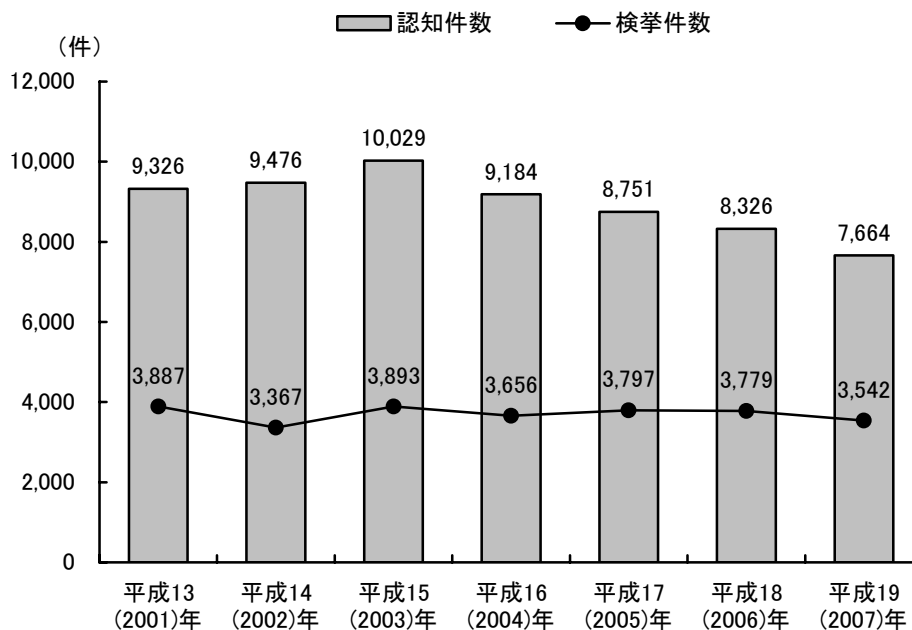
平成19年の強制わいせつ事件の認知件数と検挙件数は、都の認知件数が1,156件、うち検挙されたのは643件である。全国では認知件数が7,664件、うち検挙されたのは3,542件である。

図表Ⅱ-2-5 強制わいせつ事件の認知件数と検挙件数の推移(都・全国)

<都>



<全国>



資料：警察庁「犯罪統計資料」